

三重県水産業及び漁村の振興に関する条例に対する意見公募手続（パブリックコメント）の意見及び回答について

- 1 意見公募期間 令和元年 10 月 18 日から同年 11 月 18 日まで
- 2 意見公募総数 60 件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答

番号	該当項目	意見の内容	意見に対する回答
1	全般	中間案全体として、三重県における水産業及び漁村の意義や特色が読み取れず、条例に三重県らしさを感じられない。「静岡県水産振興条例」など他県の水産業及び漁村の振興に関する条例や、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」のように、前文を設け、条例で振興を図る前提としての、三重県における水産業及び漁村の意義や特色について記述してはどうか。	ご意見を踏まえ、前文を設け、三重県の特徴、水産業及び漁村を取り巻く現状と振興の必要性、制定に向けた決意等を記載します。
2	1 総則 (1) 目的	「水産業者等」と「県民等」は「役割」に係る並列的な事項であるので、「、」ではなく「及び」でつなぐこととし、「県の責務及び水産業者等、県民等の役割」を「県の責務並びに水産業者等及び県民等の役割」に改めてはどうか。	「水産業者等」と「県民」を並列する事項として構成しており、中間案のとおりとさせていただきます。
3	1 総則 (2) 定義 水産業	水産業として、「水産流通業」は加えなくてよいのか（水産基本法第3条第1項参照）。	水産流通業については、県産水産物の競争力強化等に向けて連携して取り組んでいくという考え方で整理しており、中間案のとおりとさせていただきます。
4	1 総則 (2) 定義 水産業者等	法制執務のルールに基づき、「並びに」を「及び」に改めてはどうか。	ご意見を踏まえ、「水産業を営む者及びこれらの者が組織する団体」に修正します。

5	1 総則 (3) 基本理念	各号列記以外の部分中「県民が豊かな県産水産物のすばらしさを実感している」という部分は、どういう状態なのか不明瞭であり、いささか拙い表現であると感じられるので、静岡県水産振興条例前文等の表現を参考に、「県民が豊かな県産水産物の恵みを持続的に享受する」といった表現に改めてはどうか。	県では、県民への食料供給だけでなく、三重県の知名度を向上させるためイセエビやアワビ等の県産水産物を三重ブランドとして認定して情報発信するなどの取組を進めており、三重県が豊かな水産物に恵まれた水産県であることのすばらしさを実感できるよう、水産業及び漁村の振興を図っていくという考え方で整理しており、中間案のとおりとさせていただきます。
6	1 総則 (3) 基本理念	常用漢字を用いるという観点から、各号列記以外の部分中「かんがみ」を「鑑み」に改めてはどうか。	ご意見を踏まえ、「鑑み」に修正します。
7	1 総則 (3) 基本理念	将来にわたって継続的に行われ、一定以上の所得を確保することができるようにすべきなのは漁業や漁業者に限られるものではないと考えるため、第一号中「漁業」を「水産業」に、「漁業者」を「水産業を営む者」に改めてはどうか。	将来にわたって継続的に行われ、一定以上の所得を確保することができるようにすべきなのは漁業や漁業者に限られるものではないことは十分認識していますが、本項では、漁業生産における将来の姿として、漁業が持続的に行われ、漁業者が一定以上の所得を確保しているとしている状態をめざすという考え方で整理しており、中間案のとおりとさせていただきます。
8	1 総則 (3) 基本理念	読みやすさの観点から、第一号中「行われ」の次に「、」を加えてはどうか。	ご意見を踏まえ、「漁業が継続的に行われ、漁業者が一定以上の所得を確保している」に修正します。
9	1 総則 (3) 基本理念	日本語としてこなれた表現とするという観点から、第一号中「確保している」を「確保することができる」に改めてはどうか。	「一定以上の所得を確保している」については、将来のめざす姿を状態として示す表現として整理しており、中間案のとおりとさせていただきます。

10	1 総則 (3) 基本理念	第一号中「水産資源の適切な管理に基づく維持及び増大」については、「維持及び増大」に2つの修飾語が係っているため読みづらく、「適切な保存」(水産基本法第2条第2項参照)という観点も加えた方が水産基本法との整合性も図れるので、「適切な保存及び管理により水産資源の維持及び増大」に改めようか。	ご意見を踏まえ、「適切な保存及び管理により水産資源の維持及び増大」に修正します。
11	1 総則 (3) 基本理念	常用漢字を用いるという観点から、第二号中「さまざまな」を「様々な」に改めようか。	ご意見を踏まえ、「様々な」に修正します。
12	1 総則 (3) 基本理念	様々な世代の者が生き生きと働くべきなのは、漁業に限られるものではないと考えられ、また、「次の世代に継承できる魅力ある水産業及び漁村が確立」という部分との整合性を図るため、第二号中「漁業者」を「水産業を営む者」に、「漁業」を「水産業」に、「漁業技術」を「水産業に係る技術」に改めようか。	<p>本県の海面の漁業就業者数は減少の一途をたどっており、平成5年の17,005人から、平成25年には7,791人に減少しており、漁業の存続や漁業技術の継承が危惧されていることから、新規漁業就業者数を、みえ県民ビジョン第2次行動計画の活動指標として位置付け、取組を進めてきているところです。</p> <p>様々な世代の者が生き生きと働くべきなのは、漁業に限られるものではないことは十分認識していますが、まずは新規漁業就業者の確保・育成や漁業技術の継承、六次産業化等の取組を進めるという考え方で整理しており、中間案のとおりとさせていただきます。</p>
13	1 総則 (3) 基本理念	日本語としてこなれた表現とするという観点から、第二号中「確立している」を「確立される」に改めようか。	「魅力ある水産業及び漁村が確立している」については、将来のめざす姿を状態として示す表現として整理しており、中間案のとおりとさせていただきます。

14	1 総則 (3) 基本理念	文のつなぎ方をこなれたものにするという観点から、第二号中「就業し、漁業技術が伝承され」を「就業し、及び漁業技術が伝承されるとともに」に改めてはどうか。	ご意見を踏まえ、「就業し、及び漁業技術が伝承されるとともに」に修正します。
15	1 総則 (3) 基本理念	第二号中「漁業者自らが高い付加価値を創出する水産業者等の経営力が強化されること」については、非常に読みづらいので、「漁業者自らが高い付加価値を創出することにより、水産業者等の経営力が強化されること」に改めてはどうか。	ご意見を踏まえ、「漁業者自らが高い付加価値を創出すること等により、水産業者等の経営力が強化されること」に修正します。
16	1 総則 (3) 基本理念	第三号中「災害に強く持続的な生産性が高い水産業(……)が構築されるよう、災害に強く生産性が高い水産基盤の整備(……)がされること」については、同じことを繰り返しているように見え、また、「水産業」に修飾語が3つも係っていて読みづらいので、「健全で持続的な水産業(……)が構築されるよう、災害に強く生産性が高い水産基盤の整備(……)がされること」といった形に改めてはどうか。	ご意見を踏まえ、「災害に強く生産性が高い水産業と安心して快適な漁村が構築されているよう、漁村地域の防災及び減災対策、水産業の持続的な発展に資する基盤整備及び活力ある漁村づくりがされること。」に修正します。
17	1 総則 (3) 基本理念	法制執務のルール上、並列の事項をつなぐのは「及び」が原則なので、第三号中「と」を「及び」に改めてはどうか。	ご意見を踏まえ、「及び」に修正します。

18	1 総則 (4) 県の責務 ア	「水産業及び漁村の振興に関する施策の策定」においても国、市町及び水産業者等との連携が重要であると考えるので、「のっとり」の次に「、国、市町及び水産業者等と連携を図りながら」を移動させてはどうか。また、これまでの条例の表現（三重県がん対策推進条例第4条参照）との整合性の観点から、「図りながら」を「図りつつ」に改めてはどうか。	ご意見を踏まえ、「前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町及び水産業者等と連携を図りつつ、」に修正します。
19	1 総則 (4) 県の責務 ア	2 基本計画アで「水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進」とされていることや、同様のことを表現する立法例（まち・ひと・しごと創生法第3条第1項等）に鑑み、「水産業及び漁村の振興に関する施策を策定し（……）その施策を着実に実施する責務」を「水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務」に改めてはどうか。	ご意見を踏まえ、「水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務」に修正します。
20	1 総則 (4) 県の責務 ア	「水産に関する情報」というのは漠然としているので、(6)アの表現との整合性にも鑑み、「水産業及び漁村並びに県産水産物に関する情報」といった形でより具体的に示してはどうか。	ご意見を踏まえ、「水産業及び漁村並びに県産水産物に関する情報」に修正します。
21	1 総則 (5) 水産業者等の役割	常用漢字を用いるという観点から、「あたっては」を「当たっては」に改めてはどうか。	ご意見を踏まえ、「当たっては」に修正します。
22	1 総則 (5) 水産業者等の役割	日本語としてこなれた表現とするという観点から、「あることの」を「あるとの」に改めてはどうか。	ご意見を踏まえ、「あるとの」に修正します。

23	1 総則 (6) 県民等の役割 ア	(3) 各号列記以外の部分等の表現との整合性を図る観点から、「本県産の県産物」を「県産水産物」に改めてはどうか。	ご意見を踏まえ、「県産水産物」に修正します。
24	1 総則 (6) 県民等の役割 ア	文のつなぎ方をこなれたものにするという観点から、「深め」の次に「るとともに」を加えてはどうか。	ご意見を踏まえ、「漁業制度に関する理解を深めるとともに、」に修正します。
25	1 総則 (6) 県民等の役割 ア	「水産物に関する消費生活の向上」という表現については、水産基本法第8条でも用いられていることは認識しているが、県民として何を求められているのかがよくわからないため、よりわかりやすい表現に改めるべきではないか。	「水産物に関する消費生活の向上」については、水産基本法第8条でも用いられているほか、他の法令においても同様の使用例があること、消費生活の向上を図る事項をより幅広く捉えられるよう表現を整理したものであり、中間案のとおりとさせていただきます。
26	1 総則 (6) 県民等の役割 イ	「遊漁」については、漁業法第129条第1項で定義されているが、本条例においては定義しなくてよいか。仮に同項と同じ内容を指しているのであれば、「遊漁」の次に「(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第一項に規定する遊漁をいう。)」を加えてはどうか。	「遊漁」については、内水面に係る規定として漁業法第129条第1項で定義されていることは認識していますが、他の条例において同様の使用例があること、「遊漁」自体が近年は広く使用されている用語であると考えられることから、定義せずに使用することと整理しており、中間案のとおりとさせていただきます。
27	1 総則 (6) 県民等の役割 イ	条例として適切な表現にするという観点から、「秩序を守る」を「秩序を乱さないようにする」に改めてはどうか(船員法第21条第10号参照)。	「秩序を守る」については、他の条例において同様の使用例があることから、この表現で整理しているところであり、中間案のとおりとさせていただきます。
28	1 総則 (6) 県民等の役割 イ	遊漁等に当たって県民が理解を深めるべき最たるものは漁業法であると考えられるため、「漁業制度」を「漁業法((昭和二十四年法律第二百六十七号)その他漁業制度)」に改めてはどうか。	遊漁等に当たって県民が理解を深めるべき対象については、漁業法その他、水産業協同組合法、漁業調整規則等の法令に加え、漁業協同組合が定める行使規則も重要であるため、それらを含めて漁業制度と整理しているところであり、中間案のとおりとさせていただきます。

29	2 基本計画 ウ	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例第9条第3項等の表現との整合性の観点から、「県民に」を「県民の」に改めてはどうか。	ご意見を踏まえ、「県民の」に修正します。
30	3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策 (1) 水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築 水産資源の維持及び増大イ	県は、自ら栽培漁業を推し進めるというよりは、水産業者等の栽培漁業を促す存在であると考えられるため、「推進」を「促進」に改めてはどうか。	「栽培漁業の推進」については、県では、三重県栽培漁業センター（浜島）の施設を活用し、クルマエビ、ヒラメ、アワビ等の放流用種苗の大量生産を行っているところであり、中間案のとおりとさせていただきます。
31	3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策 (1) 水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築 水産資源の維持及び増大イ	「種苗」については、何の種苗かがわかりにくい ため、「水産動植物の種苗」に改めてはどうか（沿岸漁場整備開発法第28条参照）。	ご意見を踏まえ、「水産動植物の種苗」に修正します。
32	3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策 (1) 水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築 水産資源の維持及び増大ウ	「海況や漁況」を「海況、漁況等」に改めてはどうか。仮にこの2つを列挙する場合であっても、「海況及び漁況」に改めるべきではないか。	ご意見を踏まえ、「海況及び漁況」に修正します。

33	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策  (1) 水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築  競争力のある養殖業の構築 イ</p>	<p>「安定的かつ収益性の高い養殖経営」について、「安定的」と「養殖経営」が文としてつながっていないので、「かつ」を「で」に改めてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「安定的で収益性の高い養殖業の経営」に修正します。</p>
34	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策  (1) 水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築  競争力のある養殖業の構築 イ</p>	<p>「養殖経営」については、法令での使用例がほとんどなく、日本語として確立した表現ではないと考えられるので、「養殖業に係る経営」といった表現に改めてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「養殖業の経営」に修正します。</p>
35	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策  (1) 水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築  競争力のある養殖業の構築 イ</p>	<p>水産基本法第3条第1項の表現との整合性の観点から、「見合った」を「即した」に改めてはどうか。</p>	<p>「需要に見合った生産」については、数量以外に、新たな品種の導入や品質の改良、ブランド化等を含めて、需要に見合った養殖水産物の生産を図っていくという考え方で整理しているところであり、ご意見を踏まえ、「応じた」に修正します。</p>



36	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策  (2) 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化</p>	<p>(2)の見出しについて、「経営力の強化」の主体が不明確であることから、1 総則(3)基本理念第二号との整合性も考慮し、「経営力」を「水産業者等の経営力」に改めてはどうか。</p>	<p>水産業及び漁村の振興に関する基本的施策として、多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化を図っていくという考え方で整理しており、水産業者等の経営力の強化であることは十分読み取れると考えられることから、中間案のとおりとさせていただきます。</p>
37	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策  (2) 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化  多様な担い手の確保及び育成</p>	<p>「労働環境」については、何の労働環境であるかが不明確であることから、「水産業に係る労働環境」に改めてはどうか。</p>	<p>「労働環境の改善」については、水産業の多様な担い手の確保・育成に向けて、収益性が高く、賃金・労働時間が明確で、雇用の受け皿となる経営体の育成を進めるなど、労働環境の改善を図っていくという考え方で整理しており、水産業に係る労働環境であることは十分読み取れると考えられることから、中間案のとおりとさせていただきます。</p>
38	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策  (2) 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化  安定した経営体の育成</p>	<p>「収益性の高い施設」については、その内容が不明確であるので、よりわかりやすい表現にされたい。少なくとも「収益性の高い水産業に係る施設」に改めてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「収益性の向上に資する施設」に修正します。</p>
39	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策  (2) 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化  安定した経営体の育成</p>	<p>「地域の水産物」については、「県産水産物」との違いが不明確である。同じものを指しているのであれば、「県産水産物」と表記を統一すべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「県産水産物」に修正します。</p>

40	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策</p> <p>(2) 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化</p> <p>協同組合組織の経営の安定</p>	<p>「水産業に係る協同組合組織」については、水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合と範囲は異なるのか。同じ内容を指しているのであれば、「水産業協同組合（水産業協同組合法第二条に規定する水産業協同組合をいう。）」に改めてはどうか。その場合、の見出しも「水産業協同組合の経営の安定」に改めてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「水産業協同組合」に修正するとともに、見出しについても、「水産業協同組合の経営の安定」に修正します。</p>
41	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策</p> <p>(2) 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化</p> <p>協同組合組織の経営の安定</p>	<p>何の「組織及び事業」なのかが読みにくいので、「ため」の次に「、それらの」を加えてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「経営の安定を図るため、それらの組織及び事業の強化及び充実」に修正します。</p>
42	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策</p> <p>(2) 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化</p> <p>高い付加価値の創出</p>	<p>「高い付加価値の創出」は、の一内容である「高付加価値化」と同内容であり、全体を表す見出しとして不適切であると考えため、の見出しを「県産水産物の競争力の強化」に改めてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「県産水産物の競争力の強化」に修正します。</p>
43	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策</p> <p>(2) 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化</p> <p>高い付加価値の創出</p>	<p>1 総則(3)各号列記以外の部分等の表現との整合性を図る観点から、「本県産の県産物」を「県産水産物」に改めてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「県産水産物」に修正します。</p>

44	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策</p> <p>(2) 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化</p> <p>高い付加価値の創出</p>	<p>「高付加価値化」等が、県産水産物に関するものであることを明確にするため、「ため」の次に「、県産水産物に関し」を加えてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「県産水産物の競争力の強化を図るため、県産水産物に関し」に修正します。</p>
45	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策</p> <p>(2) 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化</p> <p>高い付加価値の創出</p>	<p>県自体が「高付加価値化」や「六次産業化」をするというよりは、水産業者等がそれらの取組を行うのを促進するのが県の役割ではないかと考えられることから、「高付加価値化、六次産業化」を「高い付加価値の創出及び六次産業化の促進」に改めてはどうか。なお、「高付加価値化」については、電波法第103条の4第1項の表現を参考に、「高い付加価値の創出」に改めるのが望ましいと考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「六次産業化等による高付加価値化の促進」に修正します。また、「高付加価値化」については他の条例に同様の使用例があることから、中間案のとおりとさせていただきます。</p>
46	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策</p> <p>(2) 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化</p> <p>高い付加価値の創出</p>	<p>「異業種」というのは法令用語としてなじみがないため、「観光等異業種」を「観光業その他の産業」に改めてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「観光業その他の産業」に修正します。</p>
47	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策</p> <p>(2) 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化</p> <p>高い付加価値の創出</p>	<p>読みやすさの観点から、「輸出」の次に「の」を加えてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「輸出の促進」に修正します。</p>

48	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策</p> <p>(3)災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築</p> <p>水産業の基盤の整備</p>	<p>読みやすさの観点から、「減災」の次に「のための」を加えてはどうか。</p>	<p>「減災対策」については、南海トラフ地震など大規模地震発生の際の緊迫度がより高まるとともに、台風や豪雨など頻発・激甚化する風水害等への対応の強化が求められる中、「三重県防災・減災対策行動計画」など、近年、使用例が多くなってきていることから、「漁港及び漁村の防災及び減災対策」と表現を整理しており、中間案のとおりとさせていただきます。</p>
49	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策</p> <p>(3)災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築</p> <p>水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造</p>	<p>法制執務のルール上、並列の事項をつなぐのは「及び」が原則なので、「や」を「及び」に改めてはどうか。また、「干潟」と「干潟等」が混在しているので、いずれかに統一してはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「藻場及び干潟の造成」に修正します。また、「藻場、干潟等の保全活動」については藻場や干潟以外の保全活動を含むため、中間案のとおりとさせていただきます。</p>
50	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策</p> <p>(3)災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築</p> <p>活力ある漁村の構築</p>	<p>「漁村文化の継承及び景観の保全等多面的機能の発揮」については、何の多面的機能かが不明確であり、県自身が「多面的機能の発揮」を行うわけではないと考えられるため、「漁村文化の継承及び景観の保全等水産業の有する多面的機能の発揮の促進」に改めてはどうか（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律参照）。</p>	<p>「多面的機能の発揮」については、他の条例等に使用例があることから、中間案のとおりとさせていただきます。</p>

51	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策  (3)災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築  活力ある漁村の構築</p>	<p>「観光業との連携」については、何と観光業の連携かが不明確であるため、「漁村と観光業との連携」に改めてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「水産業及び漁村と観光業との連携」に修正します。</p>
52	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策  (3)災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築  内水面域の活性化</p>	<p>活性化すべきは「内水面域」ではなく、「内水面漁業」だと考えられるため、の見出し及び本文中「内水面域」を「内水面漁業」に改めてはどうか(内水面漁業の振興に関する法律参照)。</p>	<p>内水面域は、水産物の供給のみならず、釣りなどのレクリエーションや自然体験の場として、人々に潤いのある生活をもたらすなど多面的な機能を有しており、本県においても地域の振興に大きな役割を担っているため、ご意見も踏まえ、「内水面地域」に修正します。</p>
53	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策  (3)災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築  内水面域の活性化</p>	<p>「内水面資源」については、内水面漁業の振興に関する法律第6条の表現との整合性の観点から、「内水面における水産資源」に改めてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「内水面における水産資源」に修正します。</p>
54	<p>3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策  (3)災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築  内水面域の活性化</p>	<p>「漁場環境」については、何の漁場環境であるかが不明確であるため、「内水面における漁場環境」に改めてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「内水面における漁場環境」に修正します。</p>

55	3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策 (4) その他 技術の研究開発の推進及び普及	の見出しについて、何の技術であるかを明確にするため、「技術」を「水産に関する技術」に改めようか。	ご意見を踏まえ、「水産に関する技術」に修正します。
56	3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策 (4) その他 技術の研究開発の推進及び普及	何の普及であるかを明確にするため、見出し及び本文中「及び普及」を「及びその成果の普及」に、「成果」を「その成果」に改めようか（内水面漁業の振興に関する法律第12条第1項参照）。	ご意見を踏まえ、見出し及び本文中ともに、「及びその成果の普及」に修正します。
57	3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策 (4) その他 県民の理解の促進	理解の促進を図る事項をより幅広く捉えられるようにするため、「振興への」を「に関する」に改めようか。	ご意見を踏まえ、「水産に関する」に修正します。
58	3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策 (4) その他 県民の理解の促進	の見出しとの整合性を図るため、本文中「理解」の次に「の促進」を加えてはどうか。	ご意見を踏まえ、「理解の促進」に修正します。
59	3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策 (4) その他 県民の理解の促進	「地産地消」については、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例第2条第4号で定義されているが、本条例においては定義しなくてよいか。少なくとも「県産水産物に係る地産地消」に改めようか。	「地産地消」については、他の法令での使用例があることから特には定義せず、また、「地産地消」がその地域での生産を意味することから「地産地消の推進」と表現を整理しており、中間案のとおりとさせていただきます。

60	全般	<p>水産先進県と呼ばれた三重県では、急速に漁業就業者、生産量ともに低下しているが、漁業団体に携わる者として、今回の水産業や漁村の振興に対す条例の制定は非常に嬉しく思います。</p> <p>三重県として、将来の漁業を、どう考え実践していくのかを、行政と連携し、条例を活用できればと考えます。</p>	<p>いただいたご意見を参考にしながら、取組を進めていきます。</p>
----	----	---	-------------------------------------